

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの各事業年度の業務実績評価(年度評価) 方針及び方法

平成 19 年 3 月 23 日
東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会 決定
平成 20 年 3 月 27 日 一部改正

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの各事業年度の業務実績評価(年度評価) は、「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」(平成 20 年 3 月 21 日幹事会 一部改正) を踏まえ、以下に示す基本方針及び方法により実施する。

1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- (4) 都民への説明責任を果たす。

2 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

(1) 業務実績報告

法人は、年度計画に記載されている項目ごとに業務実績を記載するとともに、達成状況を評価項目ごとに別表の評語により評価して業務実績報告書を作成する。業務実績報告書の様式は試験研究分科会が別に指定する。

なお、以下に掲げる項目を特記事項に記載すること。

- 前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組み
- 特色ある取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み
- 遅滞が生じている取組みやその理由
- 過年度の実績との数値による対比

(2) 項目別評価

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリング及び各委員の要求により法人が提出する資料を基に検証を行う。

検証は、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

業務実績の評価

業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を評価項目ごとに別表の評語により評価する。

なお、研究に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、組織的・マクロ的な視点で行う。個別研究内容の評価は法人が行っている研究評価(外部評価・内部評価) によることとする。

(3) 全体評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の例を参考に記述式により評価する。評価にあたっては、当該年度における中期計画の達成度、事業活動による成果の状況、業務運営・財務面を含めた法人の業務全体の状況について、法人の目的に照らし総合的な視点から判断するものとする。また、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な取組みがあれば、当該事項も含めて総合的に評価する。

【記述例】

- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が特筆すべき進捗状況にある
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が優れた進捗状況にある
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が概ね着実な進捗状況にある
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務の進捗状況に遅れが見られる
- 当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要

(4) 評価結果の決定

評価結果の決定は以下のとおり行う。

試験研究分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果(案) を取りまとめる。

評価結果(案) の内容について、法人に事実確認を求めた上で評価結果を決定する。

東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱第 5 条により試験研究分科会の議決をもって東京都地方独立行政法人評価委員会の議決とし、評価結果を知事に報告するとともに、法人に通知する。

(5) 評価スケジュール

事 項	時 期	内 容
年 度 終 了	3 月末	○年度事業の終了(法人)
評 価 準 備	4 月～6 月	○業務実績報告書、財務諸表等作成(法人) ○現場ヒアリング等
実 績 報 告	6 月末	○業務実績報告書、財務諸表等提出(法人) (年度終了後、3 ヶ月以内に提出)
評 価	7 月～8 月	○業務実績検証(法人とのヒアリング) ○財務諸表検証(法人とのヒアリング) ○評価結果(案) の作成、法人による事実確認 ○評価結果の決定
報 告 ・ 公 表	9 月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○財務諸表への意見表明、財務諸表承認 ○議会報告(評価結果報告) 及び公表

3 その他

本評価方針及び方法については、各事業年度の業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、本分科会の審議を経て改正することができる。

【別 表】

項 目 別 評 価 の 評 語

評 語（案）	説 明（案）
S 年度計画を大きく上回って実施している	評価項目において、年度計画を大きく上回って実施している、あるいは対外的に高く評価されるような成果をあげている。 【例】 ・時代を先取りした研究の実施 ・利用者の声に迅速に応えたサービス実施 ・目標数値を大幅に超えた実績 ・目標到達点を超えた先進の事業展開 ・全国の公設試でもまれに見る取組み
A 年度計画を順調に実施している	評価項目において、年度計画を上回って実施している、あるいは困難な目標を設定し、それを達成している。
B 年度計画を概ね順調に実施している	評価項目において、年度計画に記載された事項をほぼ 100%計画どおり実施している。
C 年度計画を十分に実施できていない	評価項目において、年度計画を計画どおり実施できていない事項があり、実績、成果も計画を下回っている。
D 業務の大幅な見直し、改善が必要である	評価項目において、実施状況が年度計画を大幅に下回っているか、または年度計画を実施していない。

産業技術研究センターの年度評価項目及び評価の視点

参 考

中期計画【項目別評価単位】	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目別評価
1. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1. 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進			
(1) 製品化支援			
個々の製品や技術開発に関する支援に加え、企画から試作・評価、売り方までを視野に入れた総合的なシステムデザイン支援に必要な設備、機器及び体制を整備する。			
また、財団法人東京都中小企業振興公社の経営支援部門等他の機関との連携も活用して、製品化や中小企業のブランド確立等を支援する。	技術面と経営面双方からの効果的かつ効率的な中小企業等への支援を実施するため、財団法人東京都中小企業振興公社との業務協定に基づき連携事業を実施する。	・協定に基づいた連携事業の内容	1
システムデザインを総合的に支援する拠点として「デザインセンター」を開設し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。	西が丘本部に、システムデザインを総合的に支援する拠点として開設した「デザインセンター」を活用し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。	・デザインセンターの利用状況 ・利用企業の評価	2
新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援のため、「製品開発支援ラボ」を設置し、機器利用サービスの提供によるハード面の支援及び産技研職員のソフト面の支援等を実施する。 製品開発支援ラボは中期目標期間終了時まで、試作、IT等を対象として3室を設置する。 なお、運営については、利用者の利便性を考慮した利用時間の設定を検討する。 また、共同研究の相手企業が利用する共同研究開発室2室を設け、迅速かつ実効性のある研究活動への支援を実施する。	新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として設置した「製品開発支援ラボ」の活用を図る。	・製品開発支援ラボの利用状況 ・利用企業の評価	3
	迅速かつ実効性のある研究活動への支援を目的として設置した共同研究開発室の活用を図る。	・共同研究開発室の利用状況 ・共同研究の成果事例 ・利用企業の評価	
	「製品開発支援ラボ」及び「共同研究開発室」の利用時間は、利用者の研究開発スピードの向上を目的として、ひきつづき午前8時30分から午後8時までとする。	・延長時間帯の利用状況 ・利用企業の評価	
自社内に十分な試験研究設備及び機器を持たない中小企業のための機器利用サービスの提供については、需要の高い機器の整備や老朽化した機器の更新を計画的に実施し、平成22年度実績30,000件以上を目標とする。	自社内に十分な試験研究設備等を持たない中小企業のために機器利用サービスの提供を実施する。実施にあたっては、利用者の利便性向上とニーズへの対応のため、以下の取組を行う。	・機器の利用状況 (中期計画の目標値との対比) ・利用企業の評価	4
	・ 機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための技術相談を実施する。	・機器利用指導の実施状況 ・利用企業の評価	
	・ 午後8時までの夜間利用を実施する。	・夜間利用の状況 ・利用企業の評価	
	・ 需要の多い恒温恒室試験等に対応する環境試験センターを設置し、製品の信頼性向上にむけた支援に努める。	・センターの利用状況 ・利用企業の評価	
	・ 産技研利用企業に対するアンケート調査を活用して利用を希望する機器のニーズを把握し、機器整備及び更新を実施する。	利用者ニーズと機器整備計画	
「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネートや機器利用指導などの支援体制を整備する。	支援組織として設置した製品化支援室は、「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用サービス」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネート及び機器利用指導等を実施する。	・コーディネート及び機器利用指導等の実施状況	5

委員による項目別評価（全28項目）
 評語 S・・・年度計画を大きく上回って実施している
 A・・・年度計画を順調に実施している
 B・・・年度計画を概ね順調に実施している
 C・・・年度計画を十分に実施できていない
 D・・・業務の大幅な見直し、改善が必要である
 （産業技術研究センター業務実績報告書の自己評価評語と対応）

中期計画【項目別評価単位】	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目別評価
(2) 産学公連携等の推進			
大学等との交流や学術団体・業界団体の活動に積極的に参画すること等により大学や企業等との連携強化に努め、研究開発や人事交流などの産学公連携を推進する。			
技術開発・製品開発等の産学公連携の促進に当たっては、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努めるとともに、都が委嘱した専門のコーディネーター等の活用も図る。	職員及び都が委嘱した専門のコーディネーター等により、技術開発・製品開発等のための産学公連携を促進する。	・コーディネータ等による産学公連携の取組み状況	6
	インターネット等を活用し、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努め、産学公連携に活用する。	・技術シーズの収集状況と連携状況	
区市町村等との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。	区市町村との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。	・区市町村との連携内容及び取組み状況	7
		・人材交流の実施状況	
都や他の試験研究機関、大学、企業との人材交流制度を構築し、相互交流により技術力の向上と人材の育成を図る。	都や他の試験研究機関、大学や企業との人材交流を推進し、相互交流により技術力の向上を図る。	・職員派遣・共同研究の取組み状況	8
	大学との連携強化を目的として、職員の派遣及び各種事業への協力、共同研究等を推進する。	・産業技術大学院大学との連携状況 ・支援の実施状況	
特に、首都大学東京と産業技術大学院大学については、共同研究の促進や人事交流等の産学公連携の強化に努める。産業技術大学院大学のPBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング:問題設定解決型学習法)については、実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。	産業技術大学院大学との協定に基づき、PBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング:問題設定解決型学習法)を実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。	・学生の受け入れ状況	9
大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。	大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。	・異業種交流会の開催状況、支援状況 ・参加企業が得られた成果	
業種を超えて個々の企業が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については、30企業程度からなる交流会を毎年1グループ立ち上げ、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。	業種を超えて個々が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については30企業程度からなる交流会を1グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施し、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。		
(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援			
東京都や金融機関等が、企業等への助成、融資及び表彰などを実施する際に事前審査としてその企業の技術力等を評価する必要がある場合に、その審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。実施にあたっては公平かつ中立な技術審査に努めるとともに、効率的な審査実施のため、研究開発、技術情報の収集及び研修等による、職員の審査能力向上に努める。	東京都や金融機関、団体、区市町村等が実施する、企業等への助成・融資及び表彰において、審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。	・審査・評価の協力実施状況	10
	この審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、技術情報の収集及び外部研修等を通じて職員の審査能力向上を図る。	・技術情報の収集及び外部研修等の受講状況	
(4) 知的財産権の取得及び活用の促進			
研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、職員への動機付けを行うなどして、優れた特許の出願に努めるとともに、使用許諾を促進する。 なお、知的財産権の取得、活用及び普及に関して、東京都知的財産総合センター等他機関との連携を強化する。 中期目標期間中の特許出願総数は、65件を目標とする。	研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、優れた特許の出願と確保に努めるとともに、使用許諾を促進する。	・特許出願及び保有特許の許諾状況	11
	(知財センター等他機関との連携強化) *	・他機関との連携状況	
	(中期目標期間中の特許出願総数は65件) *	・特許出願状況 (中期計画の目標値との対比)	

*年度計画に記載なし

中期計画【項目別評価単位】	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目別評価
2. 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進			
(1) 依頼試験			
製品等の品質・性能の評価や証明、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。依頼試験では、以下の取り組みにより、信頼性の高いデータの迅速な提供及び利用者の利便性向上を図る。	製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。		
国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度(JCSS)への登録を行い、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業の海外取引支援に活用する。	国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度(JCSS)登録校正事業者として、精度の維持向上に努め、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業の海外取引支援に活用する。さらに、温度の登録を申請する。	・JCSSへの登録取組み状況 ・利用企業の評価	12
使用料・手数料の納入方法の多様化や依頼手続きの簡素化を実施し、利用者の利便性向上を図る。	利用者の利便性向上のための取組を実施する。		
	・ 料金支払の利便性向上を目的として、コンビニエンスストア及び銀行での支払い受付を継続する。	・コンビニエンスストア及び銀行の利用状況	
	・ 依頼手続の簡素化を実施し、利用者の利便の向上を図る。	・ご利用カード発行状況	
JIS等に規定がない、個別の試験の要望に柔軟に応えるため、オーダーメイド試験を新たに実施する。	・ JIS等に規定が無い、個別の試験の要望に柔軟に応えるためのオーダーメイド試験を実施する。	・オーダーメイド試験の実施状況	
試験・分析機器の校正管理及び依頼試験に関するデータを管理する組織を新たに設置し、機器精度の確保と品質保証体制の確立を図る。	試験・分析機器の校正管理等を行う組織を活用し、品質保証体制を確立する。	・品質の保証体制	13
中小企業のニーズ等に基づき、試験研究設備及び機器を計画的に導入・更新する。これにより、新たな試験項目の実施や試験精度の向上を図る。	中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。	・利用企業のニーズ、最新の技術動向等と機器導入・更新状況の対応	
依頼試験は平成22年度実績85,000件以上を目標とする。	(依頼試験平成22年度実績85,000件以上) *	・依頼試験実施状況 (中期計画の目標値との対比)	13
(2) 技術相談			
中小企業に対し、職員の専門的な知識を活用した技術相談を実施し、製品開発支援や技術的課題の解決を図る。	中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。		
	担当別の技術内容を網羅した手引きを作成し、相談に対応できる部署への迅速かつ的確な誘導を行う。	・手引きを活用した利用企業への対応状況	14
	相談ルームを活用するなど技術相談時のセキュリティ向上に努める。	・相談ルームの利用状況	
生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。 なお、産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。	生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。(実地技術支援)	・職員の派遣状況 ・利用企業の評価	
	産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家(エンジニアリングアドバイザー)を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。	・外部専門家の派遣状況 ・利用企業の評価	15
また、ITを活用した遠隔相談の実施を検討する。	ITを活用した遠隔相談の実施に向けた検討を行う。	・遠隔相談の検討内容及び計画	
技術相談は平成22年度実績70,000件以上を目標とする。	(技術相談平成22年度実績70,000件以上を目標) *	・技術相談実施状況 (中期計画の目標値との対比)	15
(3) 業界団体等への技術協力			
業界団体等との業種別交流会を通じて、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。 また、中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。 更に、これらを通じて把握した業界や中小企業のニーズを迅速に事業に反映させる仕組みを整備する。	業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。	・団体別交流会開催状況 ・収集したニーズの内容	16
	中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。	・技術研究会の開催・活動状況	
	(事業に反映させる仕組みの整備) *	・ニーズに対応できる仕組みの整備状況	

*年度計画に記載なし

中期計画【項目別評価単位】	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目別評価
3. 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施			
(1) 基盤研究			
中小企業のニーズ等に迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため、試験技術及び評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上などに資する研究を、基盤研究として実施する。この基盤研究の成果の蓄積は、新技術やその実用化技術の開発など、全ての研究・支援事業の礎となるものであるため、継続的に基盤研究を実施していく。 基盤研究は以下のような視点からテーマを設定し、研究を実施する。 重点技術分野への対応 都の行政課題への対応 技術相談、依頼試験等で把握した中小企業のニーズに立脚した技術的課題の解決 産技研を特徴付ける技術シーズの維持・強化と育成 緊急課題への対応 産技研の技術支援を支える開発能力向上・職員の育成など	試験技術や評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上など、産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため基盤研究を実施する。研究テーマ数は、重点7分野に該当する32を含めた53テーマとする。 基盤研究：53テーマ(平成19年4月1日現在) ナノテクノロジー分野 8テーマ IT分野 3テーマ エレクトロニクス分野 5テーマ システムデザイン分野 4テーマ 環境分野 6テーマ 少子高齢・福祉分野 3テーマ バイオテクノロジー分野 3テーマ ものづくり基盤技術分野 21テーマ	・テーマの選定方法 ・基盤研究の実施状況 ・研究成果の活用	17
(2) 共同研究			
企業や業界団体、大学、他の試験研究機関等と協力し、それぞれが持つ技術とノウハウを融合して、応用研究や一歩進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。 研究テーマは年度当初の設定を基本とするが、緊急の要請に対応するために年度途中のテーマ設定も可能とする。	企業、業界団体、大学、試験研究機関等が協力し、それぞれが持つ技術を融合して、応用研究や一歩進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。 平成19年度は、年度当初に予算枠の2/3程度の研究テーマを、年度途中に残りの1/3に相当する研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。また、大学等との共同研究については、随時実施していく。	・共同研究の実施状況 ・研究成果の活用	18
(3) 外部資金導入研究・調査			
資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応じて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。なお、以下の取り組みにより平成22年度における外部資金獲得目標額を1億円とする。	資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応じて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。	・外部資金獲得状況 (中期計画の目標値との対比)	19
提案公募型研究 産技研の基盤研究成果の発展及び外部技術との融合により大きな成果を導き出すことを目的として、提案公募型研究に積極的に応募していく。 ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指す。 ・ 文部科学省の指定機関となるための条件を整備し、科学研究費補助金等の獲得を目指す。 ・ 未利用外部資金の調査を行い、提案可能なものを抽出して積極的な提案を実施する。	提案公募型研究 ・ 技術開発の要素が大きい経済産業省関連競争的外部資金及び文部科学省等の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、採択された研究を確実に実施する。	・事業への応募及び採択状況	
	・ 未利用外部資金の調査を行い、申請可能なものを抽出して積極的に申請する。	・提案の実施及び採択状況	
	地域結集型研究 平成18年度に採択された科学技術振興機構(JST)地域結集型研究開発プログラム「都市の安全・安心を支える環境浄化技術開発」について、中核機関として実施する。	・中核機関としての研究への取り組み状況	
受託研究・調査等 企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。	受託研究・調査等 企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。	・受託研究・調査の実施状況	

中期計画【項目別評価単位】	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目別評価	
(4)研究評価制度				
研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。この評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営等に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施のために活用する。	研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。研究評価は、事前評価・事後評価の2回の実施を基本とする。	・研究評価制度の体制 ・研究評価基準の妥当性 (評価項目・評価方法等) ・研究評価の実施状況	20	
	評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施に活用する。外部研究評価委員会による評価結果は、ホームページにより外部に公表する。	・評価結果の反映状況		
4.研究成果の普及と技術移転の推進				
(1)技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催				
中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナーや講習会を開催する。	中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナー及び講習会を開催する。	・技術セミナー、講習会の開催及び受講状況 ・利用企業の評価	21	
なお、企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを新たに実施する。	企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを実施する。	・オーダーメイドセミナーの実施状況	22	
また、技術成果の普及や産技研の利用拡大等を目的とした展示会や研究発表会を開催するなど、積極的な普及活動を実施する。	研究及び調査等の成果の普及を図るため、研究発表会を開催する。	・研究発表会の開催及び参加状況 ・参加者の評価	23	
	産業技術の普及と産技研の事業に対する理解を得ることを目的として、本部及び全ての支所で施設公開を実施する。	・施設公開の開催及び参加状況		
	業界団体及び企業、都民等からの要望に応じて施設見学を随時実施し、産技研の保有する技術や事業の広報に努める。	・施設見学の実施状況		
	研究の成果を中小企業や都民に普及するための展示会を実施する。	・展示会の実施及び参加状況 ・参加者の評価		
(2)職員の派遣及び知的貢献				
高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。なお、職員の派遣については、広範かつ弾力的に実施する。	高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。	・職員の派遣状況	24	
(3)各種広報媒体を活用した情報提供				
中小企業における生産活動や製品開発等に資することを目的として、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の情報を積極的に提供する。情報提供は、メールやホームページ、刊行物を活用して最新情報の速やかな提供に努める。	インターネットや各種広報媒体を通じ、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の技術情報を積極的に提供する。首都圏の公設試験研究機関と連携したテクノレッジフリーウェイ(TKF)の推進を図り、中小企業に役立つ情報提供を広域的に行う。	・情報提供内容及び閲覧状況	25	
(4)展示会等への参加				
産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等に積極的に参加し、産技研保有技術の広報や成果の普及を実施する。	産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等へ積極的に参加し、産技研の保有する技術や成果の普及を実施する。	・展示会への出展状況 ・来場者への普及状況		
5.情報セキュリティ管理と情報公開				
(1)情報セキュリティの管理				
情報管理体制を整備し、セキュリティポリシーを策定するとともに、情報システムのセキュリティ対策や帳票類の適切な管理等の実施により個人情報等の保護に努める。また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修の充実を図る。	情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムのセキュリティ対策や適切な帳票類の管理等の実施により個人情報や利用企業情報の保護に努める。	・情報管理体制の整備状況及び周知状況	25	
	また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修を実施する。	・研修の実施状況		
(2)情報公開				
産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。	産技研の事業内容とその運営状況に関する情報開示については、規則に基づき迅速かつ適正に対応し、説明責任を全うする。	・情報開示体制の整備及び実施状況		

中期計画【項目別評価単位】	年度計画【項目別評価単位】		評価の視点	項目別評価
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置				
1. 組織体制及び運営				
(1) 機動性の高い組織体制の構築				26
多様な技術ニーズや、緊急の技術的課題に迅速に対応するため、状況に応じて組織体制を柔軟に再編するなど、組織の機動性を高め、各事業の効率的な執行を確保する。	事業動向等を踏まえ組織の見直しを継続的に実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。 既存組織体制にとらわれず、適時プロジェクトチームを設置するなど、ニーズに柔軟に対応する。		・組織体制の見直し状況	
(2) 職員の能力開発				
依頼試験や技術相談等、中小企業支援の実施に必要な基盤技術及び先端技術並びに法規制等の知識を向上させるため、研究・研修等を通じた職員の能力開発に努めるとともに、産技研の機能向上や技術動向等を踏まえた長期的視点からの人材育成も行っていく。	基盤技術・先端技術に関する技術力の向上及び審査技術並びに法規制等の知識の向上を目的として研究・研修等を通じて職員の能力開発を実施する。		・研究・研修等の実施状況	
(3) 職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入				
客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切な評価を行う。 あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。 業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。	客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切に評価を実施する。 あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。 業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。		・業績評価制度を用いた適切な評価体制及び結果の反映状況	
(4) 企画調整機能の強化				27
地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施するため、経営企画部門を設置して、企画調整機能の強化を図る。これにより、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。	地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施すべく、企画調整機能を強化する。 「経営企画本部」においては、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。		・企画調整機能の強化と事業運営 ・意見への対応状況	
(5) 業務改善に係る利用企業調査結果の反映				
産技研の利用に関する企業調査を毎年実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。	産技研利用に関する企業調査を実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。		・利用者調査結果への対応状況	
2. 業務運営の効率化と経費節減				
(1) 業務の適切な見直し				27
意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法を随時見直し、管理的経費の削減に努める。	意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法の見直しを随時行う。		・それぞれの業務の適切な見直しへの取組み内容	
定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングを検討し、可能な業務については積極的に実施する。 外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングを検討し、可能なものについては導入を進める。	定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングを検討し、可能な業務については積極的に実施する。 外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングを検討し、可能なものについては導入を進める。			
業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。	業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。			
(2) 情報化の推進				
業務運営、財務会計、人事・給与、庶務等に関する情報システムを構築して本部及び各支所をオンラインで結び、庁舎間、部署間における情報の共有化とペーパーレス化を進め、業務を効率化する。	業務運営、財務会計、人事、給与、庶務等に関する新たな情報システムを活用し、本部及び各支所をオンラインで結び、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。		・情報システムを活用した業務の効率化	
(3) 業務運営全体での効率化				27
標準運営費交付金(プロジェクト的経費を除く。)を充当して行う業務については、毎年度平均で前年度比1.0%の財政運営の効率化を図る。	標準運営費交付金(プロジェクト的経費を除く。)を充当して行う業務については、前年度比1.0パーセントの財政運営の効率化を目指す。		・財政運営の効率化 ・効率化に向けた取組み内容	
(4) 資産の適切な管理運用				
安定的な資金の運用・管理を行うため、「資金管理基準」を作成する。資金運用・資金管理の実施にあたっては、安全性、安定性等を考慮して適正に行う。	「資金管理基準」に基づき、安全性、安定性等を考慮しつつ、資金運用・資金管理を適正に行う。		・適正な資金運用・資金管理	
施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。	建物や施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。		・施設・設備等の適切な維持管理状況	
(5) 剰余金の適切な活用				27
提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。	提供するサービスの向上や事業実績の向上に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。		・導入の検討状況	

中期計画【項目別評価単位】	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目別評価
予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項			
1. 施設・設備の整備と活用			28
業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。	施設整備の計画に基づき、先端技術への対応や老朽化対策を含めた施設・設備の整備・更新を行うものとする。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。	・施設・設備の整備と活用状況	
なお、東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備に、積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。	東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備に、積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。	・整備事業の進捗状況	
2. 安全管理			
(1)安全衛生管理体制の整備			
職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。	職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。		
産技研全体の安全衛生管理体制を整備し、職員に安全教育を実施する。	産技研全体の安全衛生管理体制を推進するとともに、安全手帳の活用等により職員へ安全教育を実施する。	・安全衛生管理体制の推進状況 ・安全衛生管理教育の実施状況	
放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取り組みを適切に行う。	放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、危険物及び毒劇物等の管理状況の点検などの取り組みを適切に行う。	・安全管理の取組み状況	
(2)災害等に対する危機管理体制の整備			
大規模災害に備え、産技研内部の危機管理体制を整備するとともに、関連機関との連携体制を整備する。	大規模災害等に備え、産技研内部の危機管理体制を整備する。	・災害等に対する危機管理体制の整備状況	
3. 社会的責任			
(1)環境への配慮			
業務の運営に際しては、環境に配慮した運営に努める。	業務の運営に際しては、環境へ配慮した運営に努める。		
機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネルギーやリサイクルに配慮する。	機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネやリサイクルに配慮する。	・省エネやリサイクルの取組み状況	
廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。	廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。	・廃棄物処理の取組み状況	
(2)法人倫理			
職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。	職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定を整備するとともに、職員に対する研修を実施する。	・規定の整備及び制度の運用状況 ・研修の実施状況	
	(3)憲章の制定 すべての職員が共有する行動理念となる産技研憲章(仮称)の制定を検討する。		

東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

平成 19 年 3 月 23 日
東京都地方独立行政法人評価委員会決定
平成 20 年 3 月 21 日幹事会 一部改正

この「基本的な考え方」は、今後、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）として、地方独立行政法人（以下、「法人」とする。）の業務の実績に関する評価を各分科会が実施するにあたっての基本方針や評価方法の基本などについて示したものである。

1 評価委員会の主な役割

（１）各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下、「事業年度評価」という。）

評価委員会は、各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析をし、その結果を踏まえ、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。

（２）中期目標に係る業務の実績に関する評価

評価委員会は、中期目標期間において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析をし、その結果を踏まえ、業務の実績の全体についての総合的な評価を行う。

（３）中期目標期間の終了時の検討

評価委員会は、法人の業務の特性に配慮しつつ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うにあたっての意見を行う。

2 事業年度評価

（１）評価の基本方針

中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。
法人の業務運営の改善・向上に資する。
都民への説明責任を果たす。

（２）評価方法の基本

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

項目別評価

（ア）中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の評価の考え方に基づき「１」～「４」の４段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

（評価の考え方）

- 「１ 年度計画を順調に実施している」
- 「２ 年度計画を概ね順調に実施している」
- 「３ 年度計画を十分に実施できていない」
- 「４ 業務の大幅な見直し、改善が必要である」

（イ）（ア）を原則とし、法人の業務の特性に応じて４段階以外の評価を付加することができるものとする。独自の評価を設定した場合は、法人の「業務実績評価（年度評価）方針及び方法」に明記する。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の例を参考に記述式により評価する。

（例）

- 「 ～特筆すべき業務の進捗状況にある 」
- 「 ～優れた業務の進捗状況にある 」
- 「 ～概ね着実な業務の進捗状況にある 」
- 「 ～業務の進捗状況に遅れが見られる 」
- 「 ～業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要 」
など

（３）評価の進め方

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書等を基に検証するとともに、法人とのヒアリングも実施する。

分科会による評価結果の決定

各分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果を決定する。

なお、各分科会において、法人による事実確認などの方法をとることにより、適正な評価に努めるものとする。

3 その他

この「基本的な考え方」については、必要に応じ、幹事会の決定を経て、改正することができるものとする。